

美和地域における公共施設アクションプログラム

美和西エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 美和地域美和西エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
美和西小	40	964	1,716人	97人 (5.7%)	714人 (41.6%)	905人 (52.7%)

(2) 施設の設置状況

美和地域美和西エリアの公共施設は、74施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	交流館	美和西	北中山交流館	—	W	2005	260.44	○	土	継続	検討	13
2	市民文化系施設	交流館	美和西	下畑交流館	—	W	2020	398.00	○	—	継続	検討	14
3	市民文化系施設	集会所	美和西	妙見山休憩所	—	W	1983	101.86	○	—	継続	検討	26
4	市民文化系施設	集会所	美和西	阿賀集会所	—	W	1982	129.60	○	土	継続	譲渡協議	26
5	市民文化系施設	集会所	美和西	下大田原集会所	—	W	1996	46.37	○	—	継続	譲渡協議	26
6	市民文化系施設	集会所	美和西	秋掛構造改善センター	—	S	1991	210.00	○	土	継続	検討	26
7	市民文化系施設	集会所	美和西	随門集会所	—	W	1994	46.37	○	—	継続	譲渡協議	26
8	市民文化系施設	集会所	美和西	生見集会所	—	W	1982	101.25	○	洪	継続	譲渡協議	26
9	市民文化系施設	集会所	美和西	長野団地集会所	—	W	2000	108.30	○	—	継続	譲渡協議	27
10	市民文化系施設	集会所	美和西	長野地区集会所	—	W	2003	121.47	○	—	継続	譲渡協議	27
11	市民文化系施設	集会所	美和西	北中山集会所	—	W	1993	86.95	○	土	継続	譲渡協議	27
12	市民文化系施設	集会所	美和西	陽の出団地集会所	—	W	1998	108.30	○	—	継続	譲渡協議	28
13	市民文化系施設	集会所	美和西	長野上集会所	—	W	2003	91.23	○	—	継続	譲渡協議	28
14	社会教育系施設	公民館	美和西	美和公民館	—	S	1970	943.44	旧	土	移転	廃止協議	70
15	社会教育系施設	博物館・郷土資料館	美和西	美和歴史民俗資料館	—	RC	1985	489.10	○	—	継続	検討	79
16	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	美和西	美和農林業者トレーニングセンター	—	RC	1982	1,299.95	○	土	継続	維持(長寿)	88

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
17	スポーツ・レクリエーション系施設	プール	美和西	美和B&G海洋センター	—	S	1983	125.25	○	土	継続	維持(修繕)	90
18	スポーツ・レクリエーション系施設	武道館	美和西	美和武道館	—	SRC	1989	676.95	○	土	継続	維持(長寿)	91
19	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	美和西	美和秋中グラウンド(便所)	—	W	2006	19.00	○	土	継続	維持(修繕)	96
20	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	美和西	美和総合グラウンド(便所等)	—	CB	1988	31.92	○	土	継続	維持(修繕)	96
21	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	美和西	美和町スポーツ広場休憩所(美和町スポーツ広場)	—	RC	1984	70.00	○	土	継続	維持(修繕)	96
22	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和西	妙見山展望台	—	RC	1983	78.76	○	—	継続	維持(修繕)検討	120
23	産業系施設	共同販売所	美和西	美和いきみikiikiセンター	—	S	1997	296.03	○	—	継続	検討	135
24	産業系施設	農林水産系施設	美和西	美和賀ふれあいセンター	—	W	2002	705.75	○	土	継続	検討	139
25	産業系施設	農林水産系施設	美和西	美和木工交流館	—	W	1996	147.41	○	—	廃止	検討	139
26	産業系施設	加工場	美和西	美和農産物加工センター	—	S	1984	347.22	○	洪	廃止	譲渡,協議	144
27	学校教育系施設	小学校	美和西	美和西小学校	—	RC	2001	4,273.00	○	—	継続	検討	163
28	学校教育系施設	中学校	美和西	美和中学校	—	SRC	1965	3,862.00	○	土	継続	検討	175
29	保健・福祉施設	保健センター	美和西	岩国市美和保健センター	—	RC	1982	600.09	○	土	継続,転用	検討	187
30	保健・福祉施設	高齢者保健福祉施設	美和西	美和生活支援ハウスやすらぎ	—	RC	1991	418.51	○	—	譲渡済	譲渡済	202
31	保健・福祉施設	福祉会館	美和西	美和老人福祉センター	—	RC	1977	1,288.92	旧	—	継続,検討	廃止	207
32	子育て支援施設	保育園	美和西	あきなか保育園	—	RC	1976	150.00	旧	—	廃止	廃止	212
33	子育て支援施設	保育園	美和西	みわ保育園	—	RC	1974	468.95	○	—	廃止	廃止	212
34	子育て支援施設	児童館	美和西	みわ児童館	—	S	1970	204.84	×	—	廃止	廃止	221
35	子育て支援施設	放課後児童教室	美和西	美和西放課後児童教室	—	W	2003	85.70	○	—	継続	検討	229
36	医療施設	病院	美和西	美和病院	—	RC	1972	3,003.15	×	—	移転	建替	233
37	医療施設	その他医療施設	美和西	美和病院医師住宅	—	RC	1972	263.25	旧	—	継続	建替	239
38	行政系施設	総合支所等	美和西	美和総合支所	—	RC	1966	2,668.96	○	土	継続	検討	244
39	行政系施設	消防団車庫等	美和西	美和第三分団1部消防機庫	—	CB	1979	25.00	旧	—	継続	維持(修繕)検討	262
40	行政系施設	消防団車庫等	美和西	美和第三分団2部消防機庫	—	LGS	1998	76.21	○	土	継続	維持(修繕)検討	262
41	行政系施設	消防団車庫等	美和西	美和第四分団1部消防機庫	—	CB	1978	25.00	旧	土	継続	維持(修繕)検討	262
42	行政系施設	消防団車庫等	美和西	美和第四分団2部消防機庫	—	CB	1992	25.73	○	土	継続	維持(修繕)検討	262
43	行政系施設	消防団車庫等	美和西	美和第五分団1部消防機庫	—	CB	1994	25.73	○	土	継続	維持(修繕)検討	262
44	行政系施設	消防団車庫等	美和西	美和第五分団2部消防機庫	—	S	2005	29.25	○	土	継続	維持(修繕)検討	262
45	行政系施設	消防団車庫等	美和西	本部分団消防機庫	—	RC	2021	74.53	○	土	継続	維持(修繕)検討	262
46	行政系施設	防災行政無線関係施設	美和西	本郷らん高原牧場(局舎)	—	RC	2010	9.25	○	—	継続	維持(修繕)	262
47	行政系施設	その他行政系施設	美和西	美和総合支所公用車駐車場	—	S	1997	130.92	○	土	継続	維持(修繕)	276
48	行政系施設	その他行政系施設	美和西	市営美和バス車庫	—	S	2001	99.30	○	—	継続	維持(修繕)	276
49	行政系施設	その他行政系施設	美和西	美和総合支所前バス待合室	—	W	2002	8.28	○	土	継続	維持(修繕)	276
50	行政系施設	その他行政系施設	美和西	美和秋中車庫	—	S	2010	52.20	○	土	継続	維持(修繕)	276
51	行政系施設	その他行政系施設	美和西	旧美和不燃物処理場	—	SRC	1981	58.76	旧	土	継続	維持(修繕)	276
52	公営住宅	公営住宅	美和西	美和鷹ノ巣住宅	—	CB	1983	2,284.26	○	—	継続	維持(修繕)検討	295
	公営住宅	公営住宅	美和西		—	W	2005		○	—	継続	維持(長寿)	295
53	公営住宅	公営住宅	美和西	美和長野住宅	—	W	1986	1,393.20	○	—	継続	維持(長寿)	295
54	公営住宅	特定公共賃貸住宅	美和西	美和鷹ノ巣団地	—	W	1994	185.49	○	—	継続	維持(長寿)	306
55	公営住宅	特定公共賃貸住宅	美和西	美和陽の出団地	—	W	1994	741.96	○	土	継続	維持(長寿)	306

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
56	公営住宅	教職員住宅	美和西	美和教職員住宅	—	RC	1993	833.82	○	—	継続	維持(修繕)	316
57	その他	普通財産集会所	美和西	生見川構造改善センター	—	W	1988	48.86	○	土	継続	譲渡,協議	335
58	その他	普通財産集会所	美和西	亀尾川集会所	—	W	1987	66.25	○	土	継続	譲渡,協議	335
59	その他	普通財産集会所	美和西	段子原構造改善センター	—	W	1990	64.89	○	土	継続	譲渡,協議	335
60	その他	普通財産集会所	美和西	牛ヶ多和集会所	—	W	1985	58.96	○	土	継続	譲渡,協議	335
61	その他	普通財産集会所	美和西	郷老人憩の家	—	W	1984	80.00	○	土	継続	譲渡,協議	335
62	その他	普通財産集会所	美和西	オケ峠集会所	—	W	1989	64.98	○	土	継続	譲渡,協議	336
63	その他	普通財産集会所	美和西	上大田原集会所	—	W	1986	66.24	○	—	継続	譲渡,協議	336
64	その他	普通財産集会所	美和西	中山集会所	—	W	1982	64.89	○	土	継続	譲渡,協議	336
65	その他	普通財産集会所	美和西	東谷老人憩の家	—	W	1982	59.57	○	—	継続	譲渡,協議	336
66	その他	普通財産集会所	美和西	仏原集会所	—	W	1988	66.25	○	土	継続	譲渡,協議	336
67	その他	普通財産集会所	美和西	二ツ野老人憩の家	—	W	1987	81.68	○	—	継続	譲渡,協議	336
68	その他	簡易郵便局	美和西	賀見畑簡易郵便局	—	W	1965	129.52	旧	—	継続	維持(修繕)	363
69	その他	旧小中学校等	美和西	旧秋掛小学校	—	W	1952	1,244.00	旧	土	—	廃止,協議	383
70	その他	旧小中学校等	美和西	旧生見小学校	—	W	1957	1,848.00	旧	—	—	廃止,協議	383
71	その他	旧小中学校等	美和西	旧西畑小学校	—	W	1952	1,109.29	旧	—	—	廃止,協議	384
72	遊休資産	遊休資産	美和西	旧北中山小学校給食棟	—	S	1985	63.00	○	土	—	検討	396
73	遊休資産	遊休資産	美和西	旧美和中寄宿舎	—	RC	1974	323.50	旧	—	—	廃止	396
74	遊休資産	遊休資産	美和西	旧北中山小学校	—	W	1951	721.46	旧	土	—	廃止	396

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
北中山地区	北中山交流館	5	51世帯	73人
下畑地区	下畑交流館	5	91世帯	139人
西畑地区	妙見山休憩所	7	139世帯	282人
秋掛地区	秋掛構造改善センター	9	114世帯	180人
生見地区	美和いきみ i k i i k i センター	9	499世帯	939人
阿賀地区	美和阿賀ふれあいセンター	5	70世帯	103人

* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、交流館が 1. 北中山交流館、2. 下畑交流館の 2 施設、集会所が 3. 妙見山休憩所、4. 阿賀集会所、5. 下大田原集会所、6. 秋掛構造改善センター、7. 随門集会所、8. 生見集会所、9. 長野団地集会所、10. 長野地区集会所、11. 北中山集会所、12. 陽の出団地集会所、13. 長野上集会所の 11 施設、普通財産集会所が 57. 生見川構造改善センター、58. 亀尾川集会所、59. 段子原構造改善センター、60. 牛ヶ多和集会所、61. 郷老人憩の家、62. 才ヶ峠集会所、63. 上大田原集会所、64. 中山集会所、65. 東谷老人憩の家、66. 仏原集会所、67. ニツ野老人憩の家の 11 施設、合わせて 24 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 39・40 ページと 336・337 ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 北中山交流館、2. 下畑交流館、3. 妙見山休憩所、6. 秋掛構造改善センター

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、施設の在り方について検討を行う。

4. 阿賀集会所、5. 下大田原集会所、7. 随門集会所、8. 生見集会所、9. 長野団地集会所、10. 長野地区集会所、11. 北中山集会所、12. 陽の出団地集会所、13. 長野上集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、現在の指定管理者（地域自治会）・地元自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

57. 生見川構造改善センター、58. 亀尾川集会所、59. 段子原構造改善センター、60. 牛ヶ多和集会所、61. 郷老人憩の家、62. 才ヶ峠集会所、63. 上大田原集会所、64. 中山集会所、65. 東谷老人憩の家、66. 仏原集会所、67. ニツ野老人憩の家

耐震基準を満たしており、地域に無償で貸し付け、管理運営費を含めて地域が管理運営していることから、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止する。

ウ アクションプログラム

1. 北中山交流館、2. 下畑交流館、3. 妙見山休憩所、6. 秋掛構造改善センター

北中山交流館を、北中山地区の地域づくり拠点施設とします。旧中山小学校の講堂を転用した施設で、2005年に建設し、建築から18年経過しています。神楽の練習や盆踊り、地区文化祭などに使用され、諸室の平均稼働率は8.5%で、年間約600人が利用しています。

下畑交流館を、下畑地区の地域づくり拠点施設とします。施設は2020年に建設し、建築から3年経過しています。自治会活動をはじめ、朝市や神楽公演で使用され、諸室の平均稼働率は24.0%で、年間約2,600人が利用しています。(令和2年度実績)

妙見山休憩所を、西畑地区の地域づくり拠点施設とします。施設は1983年に建設し、建築から40年経過しています。自治会活動などに使用され、諸室の稼働率と年間利用者数は把握していません。

秋掛構造改善センターを、秋掛地区の地域づくり拠点施設とします。施設は1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。周辺自治会組織の研修や伝統芸能活動などに使用され、諸室の稼働率と年間利用者数は把握していません。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地域づくり拠点施設として位置付けることから、北中山交流館と下畑交流館、妙見山休憩所(いずれも木造)は、保全計画(令和7年度に策定予定。以下同じ。)に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。秋掛構造改善センター(鉄骨造)は、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は、北中山交流館と下畑交流館は、指定管理者(市が保守点検費用等を支出)が、妙見山休憩所と秋掛構造改善センターは、市が施設の管理を行い、自治会が運営を行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

4. 阿賀集会所、8. 生見集会所、10. 長野地区集会所、11. 北中山集会所

阿賀集会所と生見集会所は、1982年に建設し、建築から41年経過しています。諸室の稼働率と年間利用者数は把握していません。

長野地区集会所は、2003年に建設し、建築から20年経過しています。諸室の稼働率と年間利用者数は把握していません。

北中山集会所は、1993年に建設し、建築から30年経過しています。諸室の稼働率と年間利用者数は把握していません。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、市が管理し、運営は自治会(市は光熱水費等を支出)が行い、自治会活動などに使用していることから地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

5. 下大田原集会所、7. 随門集会所、9. 長野団地集会所、12. 陽の出団地集会所、13. 長野上集会所

下大田原集会所は、1996年に建設し、建築から27年経過しています。諸室の平均稼働率は0.5%で、年間約20人が利用しています。

随門集会所は、1994年に建設し、建築から29年経過しています。諸室の平均稼働率は0.8%で、年間約30人が利用しています。

長野団地集会所は、2000年に建設し、建築から23年経過しています。諸室の平均稼働率は0.5%で、年間約50人が利用しています。

陽の出団地集会所は、1998年に建設し、建築から25年経過しています。諸室の平均稼働率は3.3%で、年間約300人が利用しています。

長野上集会所は、2003年に建設し、建築から20年経過しています。諸室の平均稼働率は1.4%で、年間約70人が利用しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地元自治会が指定管理者となり、費用負担を含めて管理運営し、自治会総会や自治会行事などに使用されていることから地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

57. 生見川構造改善センター、58. 亀尾川集会所、59. 段子原構造改善センター、60. 牛ヶ多和集会所、61. 郷老人憩の家、62. 才ヶ峠集会所、63. 上大田原集会所、64. 中山集会所、65. 東谷老人憩の家、66. 仏原集会所、67. ニツ野老人憩の家

生見川構造改善センターと仏原集会所は、1988年に建設し、建築から35年経過しています。

亀尾川集会所とニツ野老人憩の家は、1987年に建設し、建築から36年経過しています。

段子原構造改善センターは、1990年に建設し、建築から33年経過しています。

牛ヶ多和集会所は、1985年に建設し、建築から38年経過しています。

郷老人憩の家は、1984年に建設し、建築から39年経過しています。

才ヶ峠集会所は、1989年に建設し、建築から34年経過しています。

上大田原集会所は、1986年に建設し、建築から37年経過しています。

中山集会所と東谷老人憩の家は、1982年に建設し、建築から41年経過しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから地域コミュニティの場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) 公民館

公民館として14. 美和公民館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は70・71ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の15の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

14. 美和公民館

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、機能は近隣に移転し、施設は廃止について協議する。

ウ アクシオンプログラム

14. 美和公民館

1970年に旧耐震基準で建設し、建築から53年経過しています。生涯学習活動、パン教室などで利用され、年間約200人の利用があります。(令和4年度実績)

公民館は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから機能は継続します。施設は、耐震診断が未実施で、老朽化が顕著なことから、令和7年度までに美和文化会館等への機能の移転について検討・協議します。機能の移転が可能な場合は、移転後に施設を廃止し、除却時期について調整します。

(3) 博物館・郷土資料館

博物館・郷土資料館として15. 美和歴史民俗資料館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は80ページを参照）

【機能】

岩国市の歴史遺産、郷土の歴史・民俗等を後世に引き継ぐために重要な役割を果たしていることから、基本的に継続します。

【建物】

国等の有形文化財に指定され、又は登録されている歴史的建造物は、法令等に基づき必要な補修を行って保存・活用します。

地域の生活文化や農機具等の資料の保存・展示をしている歴史民俗資料館については、観覧者の利便性を考慮した施設配置の在り方、歴史資料や民具等の一括した収蔵・展示方法を検討した上で、集約を図ります。

【管理運営】

これまでの保存・展示中心の機能に加え、体験・交流型の事業展開を図り、歴史資料等に触れる機会を提供して、利用者の増加を目指すことが求められているため、調査・研究を主たる業務とする学芸員の役割を明確にし、施設の管理運営の在り方について民間活力の活用を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

15. 美和歴史民俗資料館

地域の生活文化や農機具等の資料の保存・展示を行い、各地域の生活文化の歴史等を学ぶための機能は継続するものの、旧自治体の各所に設置されていることから、集約化を図り、一体的に学習できるように検討する。美和歴史民俗資料館は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでおり、当面、継続利用しつつ、利用実態を踏まえ、機能の在り方に併せて施設の在り方についても検討する。

ウ アクシオンプログラム

15. 美和歴史民俗資料館

1985年に新耐震基準で建設し、建築から38年経過しています。令和3年3月に策定した「岩国市博物館等施設再整備計画」に基づき、令和7年度までに資料の新博物館への集約及び集約後の施設の転用・廃止を含めて施設の在り方を検討します。

(4) スポーツ施設

スポーツ施設として 16. 美和農林業者トレーニングセンター、17. 美和B&G海洋センター、18. 美和武道館、19. 美和秋中グラウンド（便所）、20. 美和総合グラウンド（便所等）、21. 美和町スポーツ広場休憩所（美和町スポーツ広場）の6施設を設置しています。なお、廃校後の小規模体育館を2施設、学校開放の体育館等を1施設、多目的ホール機能を備える施設を1施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等（※1）については、学校開放の体育館等（※2）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※3）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

プールについては、利用実態を精査し、学校プールの利活用を含む今後の在り方について検討します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※1 廃校後、小規模体育館として利用している施設（各施設の詳細は、(27)旧小・中学校等を参照）

施設名	方向性
旧生見小学校	廃止協議
旧西畑小学校	廃止協議

※2 学校開放の体育館等（施設の詳細は、(9)小学校 (10)中学校を参照）

施設名	方向性
美和西小学校	維持（長寿）

※3 軽体操、ダンス、ヨガなどの運動ができる多目的ホール機能をもつ施設
（施設の詳細は、(1)集会系施設を参照）

施設名	方向性
北中山交流館	維持（改修）

イ 個別施設計画での方向性

16. 美和農林業者トレーニングセンター

耐震基準を満たしており、地域体育館として継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

17. 美和B&G海洋センター

耐震基準を満たしており、学校プールとしても使用していることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

18. 美和武道館

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

19. 美和秋中グラウンド（便所）、20. 美和総合グラウンド（便所等）、

21. 美和町スポーツ広場休憩所（美和町スポーツ広場）

施設（附帯施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクシオンプログラム

16. 美和農林業者トレーニングセンター、18. 美和武道館

美和農林業者トレーニングセンターは、1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過し、老朽化が進んでいます。

美和武道館は、1989年に新耐震基準で建設し、建築から34年経過しています。

近隣施設である美和中学校体育館の老朽化が顕著となっていることから、令和6年度以降に美和中学校の体育館の建て替えに合わせ、それぞれの機能の移転・複合化を進めます。機能移転後に両施設は廃止し、除却時期を調整します。

管理運営は、学校との複合施設であることを前提に、効果的・効率的な管理運営手法の検討を行います。

17. 美和B&G海洋センター

1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過し、老朽化が進んでいます。学校プールとしても使用していることから、必要な修繕等を行い継続使用します。管理運営は、効果的・効率的な管理運営手法について検討します。

19. 美和秋中グラウンド（便所）、20. 美和総合グラウンド（便所等）、

21. 美和町スポーツ広場休憩所（美和町スポーツ広場）

グラウンドは市民の身近な運動施設として基本的に継続します。附帯施設はいずれも新耐震基準で建設し17年～39年経過しています。グラウンド利用者等の利便性と公衆衛生の確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

(5) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として22. 妙見山展望台を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は121ページを参照）

【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

【管理運営等】

引き続き指定管理者制度により管理運営を行う施設については、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

22. 妙見山展望台

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいる。美和地域の観光レクリエーションに寄与していることから、当面は必要な修繕等を行い継続利用するものの、利用実態を踏まえ、大規模な改修が必要となった段階で、廃止について検討する。

ウ アクションプログラム

22. 妙見山展望台

妙見山の頂上に整備した展望台で、1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。展望台からは岩国市内を一望でき、観光振興に寄与していることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(6) 共同販売所

共同販売所として23.美和いきみ i k i i k i センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は135ページを参照）

【機能】【建物】

岩国市の特産品等の販売などを通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

しかしながら、道の駅をはじめ、他の公共施設や民間施設を含めると市内には数多くの物販施設が設置されていることから、民間施設を優先に、公共での物販施設の配置や経営の在り方を含め、再編・再配置を検討します。

その上で、そのほとんどが既に開設から20年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの販売であり、また、事業者の生産活動・生業を通じて収益をあげている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での販売内容や経営状況を精査し、農林業振興のための施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について協議します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

23. 美和いきみ i k i i k i センター

農産物の加工直売による特産品の振興などを行い、地域住民のふれあいの場として必要であり、また、地域の発展に寄与していることから、今後も継続する。耐震基準を満たしており、特産品の販売など農業振興の在り方を含め、今後の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

23. 美和いきみ i k i i k i センター

生見地区の地域づくり拠点施設とします。1997年に新耐震基準で建設し、建築から26年経過しています。地元農産物の販売や地元自治会の集会施設として使用され、平均稼働率は3.0%で、年間約2,100人が利用しています。

地域づくり拠点施設として位置づけることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。管理運営は指定管理者制度で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動・管理運営手法について令和7年度までに検討します。

(7) 農林水産系施設

農林水産系施設として 24. 美和阿賀ふれあいセンター、25. 美和木工交流館の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は140ページを参照）

【機能】

岩国市の農畜産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設で行われていることが農畜産物等の加工等で、事業者の生産活動・生業を通じて収益を上げている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を運営していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での取組内容や経営状況を精査し、農業振興のための支援施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

また、旧耐震基準の施設については廃止を含めて今後の在り方を検討します。

なお、当初の設置目的と異なり、地域コミュニティの活動の場となっている施設については、地元自治会への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。譲受けの意向がない場合は、改修が生じた段階で廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

24. 美和阿賀ふれあいセンター

味噌や蕎麦、豆腐など地域の特産品の加工・販売を通じ、地域住民のふれあいの場として、また、地域の活性化に寄与していることから継続する。建物のうち、交流館、給食室については、耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設としての位置づけを含め在り方について検討する。講堂は旧耐震基準であり、老朽化が顕著になっており、安全性が危惧されることから、利用実態を精査し、廃止について検討する。

25. 美和木工交流館

利用実態がないことから、機能を廃止する。耐震基準を満たしているものの、行政としての利用の予定が無いことから、サウンディング型市場調査などの手法を駆使し、民間活力を活用した有効活用方法の提案を募集し、譲渡を含めて検討する。

ウ アクシヨンプログラム

24. 美和阿賀ふれあいセンター

阿賀地区の地域づくり拠点施設とします。交流館と給食室、講堂で構成し、地域の特産品の加工・販売のほか、スポーツ団体の合宿受入れなどに使用され、諸室の平均稼働率は1.0%～31.8%で、年間約1,100人が利用しています（令和3年度実績）。建物のうち、交流館と給食室は2002年

に新耐震基準で建設し、建築から 21 年経過しており、地域づくり拠点施設として位置づけることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。講堂は 1957 年に旧耐震基準で建設し、建築から 70 年以上経過し、老朽化が顕著となっていることから、廃止について令和 7 年度までに協議します。

管理運営は指定管理者制度で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかにした活動・管理運営手法について令和 7 年度までに検討します。

25. 美和木工交流館

1996 年に新耐震基準で建設し、建築から 27 年経過しています。利用実態がないことから、令和 7 年度までに公的利用や地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合には、補助金等適正化法との関係を整理した上で、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を行い、有効活用を検討します。

(8) 加工場

加工場として 26. 美和農産物加工センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 145 ページを参照）

【機能】

岩国市の農産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設内で行われていることが農産物等の加工・販売等であり、地域団体が一定の収入を得て主体的に運営していくことが可能なことから、耐震基準を満たしている施設については、取組内容や経営状況を精査した上で、譲渡について施設改修の在り方を含めて協議します。

譲渡に当たっては、農業振興のための支援施策の在り方について別途検討します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

耐震基準を満たしていない施設については、原則廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

26. 美和農産物加工センター

農産物の加工及び貯蔵を行うための施設であるものの、利用実態は野菜の貯蔵のみであることから機能は廃止する。建物は耐震基準を満たしていることから、施設利用者と譲渡について協議する。

ウ アクシヨンプログラム

26. 美和農産物加工センター

1984 年に新耐震基準で建設し、建築から 39 年経過しています。民間団体が農産物の貯蔵所として使用していることから、令和 7 年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、施設利用者への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含め協議します。

(9) 小学校 (10) 中学校

小学校として 27. 美和西小学校を、中学校として 28. 美和中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165、177 ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性について検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

休校中の学校施設については、一定の時期を捉えて廃校の手続きを行い、普通財産に転用した上で、サウンディング型市場調査の手法等も取り入れて民間活力を活用した利活用や売却について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

27. 美和西小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。

検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合、当該施設は耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

28. 美和中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。校舎・体育館とも建築後45年以上経過していることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクシオンプログラム

27. 美和西小学校

校舎（給食棟含む。）及び体育館は、2001年にいずれも新耐震基準で建設し、建築から22年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、令和6年4月1日の美和東小学校との統廃合に向け調整を行っています。統合後は、美和西小学校の施設を継続使用することから、校舎、体育館は「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。給食棟は、玖北地域の小中学校に給食を提供する施設として使用することから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

また、統合後の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和10年度までに検討します。

28. 美和中学校

校舎のうち教室棟は1965年に、体育館は1966年に、いずれも旧耐震基準で建設し、2012年に耐震改修工事を行い、耐震基準を満たしていますが、建築からそれぞれ、58年、57年経過し、老

朽化が顕著となっています。給食棟は、2002年に新耐震基準で建設し、建築から21年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、今後も学校施設として維持することから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、校舎（給食棟を含む。）は、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、将来的な適正規模での建て替えについて検討します。

体育館は、耐震基準を満たしているものの、床・屋根の劣化が激しいことから、令和6年度以降に美和農林業者トレーニングセンターと美和武道館との複合化を図り、建て替えを進めます。

また、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和7年度までに検討します。

(11) 保健センター

保健センターとして、29. 岩国市美和保健センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は187ページを参照）

【総論】

広範な岩国市において、健康増進の拠点となる保健センター機能は、旧自治体単位で必要なものの、これまで保健センターで実施してきた健康診査や予防接種等は、地域の医療機関や他の公共施設で実施するなど、事業手法の変更も可能なことから、保健センターの機能や配置の在り方、保健師等の業務の在り方について抜本的に見直し、2か所の拠点保健センター（岩国市保健センター、岩国市美川保健センター）を中心に機能の再編を行います。

その上で、健康診査や相談等の事業展開について、地域の既存施設等を活用し、保健師等を必要に応じて配置・派遣する方法（アウトリーチ法）を含め、事業の実施方法について検討します。

【建物】

施設については、老朽化の状況や利用実態を踏まえ、機能の統合を図りながら、拠点化施設については計画的な改修を行い継続使用する一方、その他の施設については、複合化・多機能化を進め、有効活用を図ります。

【管理運営等】

管理運営については、当面は直営を維持しますが、複合化・多目的化に合わせて、管理運営方法や開館日・開館時間の見直し、減額・免除規定の見直しを含む受益者負担適正化に取り組みます。

イ 個別施設計画での方向性

29. 岩国市美和保健センター

耐震基準を満たしていることから、今後も継続使用するものの、集団検診等における利用実態から、近隣施設の機能との複合化を図るなど有効活用について、施設の改修や管理運営手法の見直しを含めて検討する。

ウ アクシヨンプログラム

29. 岩国市美和保健センター

1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過しています。施設は、健康増進室、栄養指導室などで構成し、平成28年4月から福祉サービス提供事業者が事務室及び相談室を使用しています。諸室の稼働率は0%~6.1%です。

拠点保健センターへの機能集約と事業実施方法の見直しを行いつつ、施設は当分の間、継続使用しますが、施設の有効活用を図るため他の機能との複合化、施設の改修等の在り方について令和7年度までに検討します。

(12) 高齢者保健福祉施設

高齢者保健福祉施設として、30. 美和生活支援ハウスやすらぎを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 202・203 ページを参照）

【機能】

国からの通知に基づき中山間地域に居住する高齢等の不安を解消するために居住機能等を提供する生活支援ハウスについては、引き続き地方自治体の役割とされていることから機能は継続し、利用者の決定や費用負担は市が行い、施設の設置・管理運営については民間事業者でも可能なことから、施設の譲渡を含め、管理運営の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

30. 美和生活支援ハウスやすらぎ

中山間地域に住まう高齢者の生活の場として必要なことから機能は継続する。建物はいずれも耐震基準を満たしている。国の通知に基づき、入所者の決定と費用負担を含む運営は行政の役割になっているものの、施設の設置と管理運営（業務委託）については民間事業者でも可能なことから、厚生省通知との関係性を整理した上で、施設の改修等の在り方を含め譲渡について協議する。

ウ アクシオンプログラム

30. 美和生活支援ハウスやすらぎ

「福祉施設等の民間譲渡に関する方針」に基づき、令和 5 年 4 月に市内社会福祉法人に譲渡済です。

(13) 福社会館

福社会館として、31. 美和老人福祉センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 207・208 ページを参照）

【機能】

高齢者の生きがい活動の場・機会の提供や、介護予防のための活動の機会の提供は今後も必要ですが、高齢者の移動の困難性を考慮し、できるだけ身近な地域の施設を活用して、活動の場・機会を提供していくことが望まれます。

出張所等が併設された公民館や学習等供用会館、集会所等の「地域づくり拠点施設」を活用し、地域が自主的に身近な施設を活用し、地域の高齢者の生きがい活動の場や機会を提供するとともに、高齢者の居場所づくり、地域の高齢者の見守り、高齢者と子供たち等との交流の場づくりなどに取り組むなど、福社会館等の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

31. 美和老人福祉センター

高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場として機能は当面継続するものの、基本方針に基づき在り方について検討する。旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから廃止する。

ウ アクシオンプログラム

31. 美和老人福祉センター

老人福祉集会所として 1977 年に旧耐震基準で建設し、2007 年に大規模改修工事を実施していますが、建築から 46 年経過し、老朽化が顕著となっています。なお、土地は借地で、令和 9 年 4 月で借受期間が満了となります。

施設は、地域住民の交流事業や各種文化教室のほか、子ども会や老人クラブなどの活動の場となっており、令和 6 年度までに、附属施設も含めて、利用実態を精査するとともに、美和文化会館等

への機能移転について検討・協議します。機能の移転が可能な場合は、移転後に施設を廃止し、除却時期について調整します。

(14) 保育園

保育園として、32. あきなか保育園、33. みわ保育園の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は213ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、令和元年10月からの保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

32. あきなか保育園

平成11年度から休園しており、機能は廃止する。建物は、旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著となっていることから、廃止（除却）する。

33. みわ保育園

平成28年度から休園しており、機能は廃止する。建物は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が顕著となっており、活用方法を検討し、活用見込みがない場合は、廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

32. あきなか保育園

園舎は、1976年に旧耐震基準で建設し、建築から47年経過し、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっています。平成11年度から休園し、この間、利用していないことから令和6年度までに廃止し、除却時期を調整します。

33. みわ保育園

園舎は、1975年に旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしているものの、建築から48年経過し、老朽化が顕著となっています。平成28年度から休園し、この間、利用していないことから、令和6年度までに廃止し、除却時期を調整します。

(15) 児童館

児童館として、34. みわ児童館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は221ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

児童館は、18歳未満の児童を対象とする児童厚生施設となっているものの、本市の児童館は、乳幼児又は小学生以下の児童を対象とし、児童（小学生）への健全な遊びの場の提供や地域子育て支援センター機能を担っています。

子育て支援センターや放課後児童教室、放課後子ども教室など類似の事業も展開していることから、中学生以上の児童が活動・交流する機能（居場所づくり）の必要性や、子育て支援、児童虐待防止の機能の在り方について、児童館の必要性を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

34. みわ児童館

休館していることから、児童館としてのニーズを精査し、廃止の方向で調整する。耐震基準を満たしておらず、安全性が危惧されることから、美和公民館の移転にあわせて廃止する。

ウ アクシヨンプログラム

34. みわ児童館

美和公民館との複合施設で、1970年に旧耐震基準で建設し、建築から53年経過し、老朽化が顕著となっています。平成25年から休館しており、公民館とあわせて施設・機能ともに廃止します。

(16) 放課後児童教室

放課後児童教室として、35. 美和西放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

35. 美和西放課後児童教室

学校の適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正化等の取組に合わせて検討する。

ウ アクシヨンプログラム

35. 美和西放課後児童教室

専用施設で、2003年に新耐震基準で建設し、建築から20年経過しています。美和東小学校と美和西小学校の統合により今後も継続使用することから、必要な修繕を行い継続使用します。

(17) 病院

病院として、36. 美和病院を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は234ページを参照）

【機能】【建物】

地域住民の健康保持に必要な医療体制を堅持するため、今後も継続します。

地域の人口減少や高齢化が続く中、地域の医療ニーズを把握し、サービス低下につながることを避け、地域の実情を踏まえた病床数や医療機能等を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

36. 美和病院

耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なことから、移転し建て替えを進めている。

ウ アクションプログラム

36. 美和病院

令和7年度の供用開始に向けて建設工事を行っています。現在の施設は1972年に旧耐震基準で建設し、建築から51年経過し、老朽化が顕著なことから、竣工後は廃止することとし、除却時期を調整します。

(18) その他医療施設

その他医療施設として、37. 美和病院医師住宅を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は239・240ページを参照）

【機能】【建物】

医師住宅については、救急医療に対応するとともに、医師確保の観点から継続する。なお、老朽化が顕著な施設であることから、民間住宅の借上げでの対応も含め、病院に隣接した医師住宅の整備を継続します。

【管理運営】

入居者の決定は市が行うものの、将来的には、施設の維持管理業務について、民間の活力を活用した管理方法を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

37. 美和病院医師住宅

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著になっている。医師確保の観点及び周辺民間住宅を確保することが困難なことから、美和病院の移転に合わせ、建て替えを行う。

ウ アクションプログラム

37. 美和病院医師住宅

令和7年度の美和病院の供用開始に向けて建設工事を行っています。現在の施設は、1972年に旧耐震基準で建設し、建築から51年経過し、老朽化が顕著なことから、移転後に廃止し、除却時期を調整します。

(19) 総合支所等

総合支所等として、38. 美和総合支所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は245ページを参照）

【機能】

地域の行政サービスを提供し、住民の利便性の確保と、サービス向上の観点から、また、地域防災の中核機能を担う観点から、さらには、地域協働活動の支援の場としての役割を担っていることから今後も機能を継続します。

【建物】

老朽化が顕著な由宇総合支所庁舎と美和総合支所庁舎については、他の施設との複合化を含め適切な規模での建て替えについて検討します。他の施設については耐震基準を満たし、建設後45年未満であることから計画的な改修を行い長寿命化を図ります。

【管理運営】

総合支所等における行政事務執行機能については、市全体の窓口業務への民間活力の活用を検討結果に基づき、総合支所等の窓口業務の在り方について検討します。

また、施設や設備の維持管理・保守点検業務などの包括的民間委託の活用を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

38. 美和総合支所

リニューアル工事を行い、耐震基準を満たしているものの、老朽化が顕著なことから、他の施設との複合化など建て替えも含め施設の在り方の検討を行います。

ウ アクシヨンプログラム

38. 美和総合支所

1966年に旧耐震基準で建設し、2013年に耐震工事を含むリニューアル工事を行い、耐震基準を満たしていますが、建築から57年経過し、老朽化が顕著となっています。地域の行政サービスの拠点として、また、地域防災の中核機能を担うことから、当面必要な修繕を行い継続使用し、改修が必要となる10年後を見据え、他の公共施設との複合化や適正規模での建て替えを含め、施設の在り方を検討します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、総合支所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

(20) 消防団車庫等

消防団車庫等として、39. 美和第3分団1部消防機庫、40. 美和和第三分団2部消防機庫、41. 美和第4分団1部消防機庫、42. 美和第4分団2部消防機庫、43. 美和第5分団1部消防機庫、44. 美和第5分団2部消防機庫、45. 本部分団消防機庫の7施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

39. 美和第3分団1部消防機庫、40. 美和和第三分団2部消防機庫、41. 美和第4分団1部消防機庫、42. 美和第4分団2部消防機庫、43. 美和第5分団1部消防機庫、44. 美和第5分団2部消防機庫、45. 本部分団消防機庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクシヨンプログラム

39. 美和第3分団1部消防機庫、40. 美和和第三分団2部消防機庫、41. 美和第4分団1部消防機庫、42. 美和第4分団2部消防機庫、43. 美和第5分団1部消防機庫、44. 美和第5分団2部消防機庫、45. 本部分団消防機庫

美和第3分団1部消防機庫と美和第4分団1部消防機庫は旧耐震基準で、それ以外は新耐震基準で建設し、建築から2～45年経過しています。当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、消防団施設の再配置計画を令和8年度までに策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(21) 防災行政無線関係施設

防災行政無線関係施設として、46. 本郷らんかん高原牧場内に防災行政無線局舎を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 264 ページを参照）

【機能】【建物】

防災行政無線関係施設については、管内防災関係機関、応急対策実施機関等との情報連絡等を行う施設として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

46. 本郷らんかん高原牧場内防災行政無線局

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクシヨンプログラム

46. 本郷らんかん高原牧場内防災行政無線局舎

防災、応急救助、災害復旧に関する業務の使用することを主な目的とした施設で 2010 年に新耐震基準で建設し、建築から 13 年経過しています。各種情報連絡等を行う施設として今後も必要なことから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(22) その他行政系施設

その他行政系施設として、47. 美和総合支所公用車駐車場、48. 市営美和バス車庫、49. 美和総合支所前バス待合室、50. 美和秋中車庫、51. 旧美和不燃物処理場の 5 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 276・277 ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

47. 美和総合支所公用車駐車場

公用車の維持に必要であり、耐震基準を満たしていることから必要な修繕等を行い継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

48. 市営美和バス車庫、49. 美和総合支所前バス待合室

生活交通バス関連施設として必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

50. 美和秋中車庫

バス及び重機の維持に必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

51. 旧美和不燃物処理場

市内から発生した不燃ごみの埋め立て処分場として建設した施設であり、埋め立て業務は終了したものの、今後も水質検査や浸出水の処理等の業務を継続する必要があることから、必要な修繕等を行い当面の間維持する。

ウ アクシヨンプログラム

47. 美和総合支所公用車駐車場、48. 市営美和バス車庫、49. 美和総合支所前バス待合室、50. 美和秋中車庫

美和総合支所公用車駐車場は公用車8台の車庫で、1997年に新耐震基準で建設し、建築から26年経過しています。

市営美和バス車庫と美和総合支所前バス待合室は、生活交通バス関連施設として、それぞれ2001年、2002年に新耐震基準で建設し、建築から22年、21年経過しています。

美和秋中車庫は、バス及び重機の車庫で、2010年に新耐震基準で建設し、建築から13年経過しています。

いずれも業務の遂行に必要な施設であり、必要な修繕等を行い継続使用します。なお、令和7年度までに車庫全体の在り方について検討します。

51. 旧美和不燃物処理場

旧美和不燃物処理場の水処理施設は、1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。埋立ては終了していますが、浸出水の処理等のため、当分の間、必要な修繕等を行い維持します。

(23) 公営住宅

公営住宅として、52. 美和鷹ノ巣住宅、53. 美和長野住宅の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は295・296ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び「市営住宅長寿命化計画」に基づき各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

52. 美和鷹ノ巣住宅（W）、53. 美和長野住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

52. 美和鷹ノ巣住宅（CB）

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでおり入居者が管理戸数を下回っている。当面は、必要な修繕等を行い機能を維持するものの、住生活基本計画及び次期長寿命化計画改定の中で、将来的に他の用途への転用や廃止を含めて今後の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による美和地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は65戸で、将来（令和32年）の必要戸数を20戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

52. 美和鷹ノ巣住宅（W）

2005年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から18年経過し、管理戸数20戸のうち18戸に入居しています。必要な管理戸数を確保するため、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

52. 美和鷹ノ巣住宅（CB）

1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過し、管理戸数10戸のうち3戸に入居しています。

老朽化が進んでいることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

53. 美和長野住宅

1986年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から37年経過し、管理戸数20戸のうち15戸に入居しています。

老朽化が進んでおり、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(24) 特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅として、54. 美和鷹ノ巣団地、55. 美和陽の出団地の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は306ページを参照）

【機能】

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者世帯又は若年単身者に対して優良な賃貸住宅を供給するため、特定公共賃貸住宅の機能を継続します。

【建物】

すべて耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

なお、中堅所得者世帯等を対象としていることに鑑み、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として必要な特定公共賃貸住宅の管理戸数を示し、行政と民間の役割を明確にしたうえで、今後も必要な戸数については、民間ストックを活用した住宅の在り方について検討します。

また、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び「市営住宅長寿命化計画」に基づき各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

公営住宅と同様に取り組みます。

イ 個別施設計画での方向性

54. 美和鷹ノ巣団地、55. 美和陽の出団地

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

長寿命化計画による美和地域の令和4年現在の特定賃貸公営住宅の管理戸数は10戸で、将来（令和32年）の必要戸数を5戸としています。

必要戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

54. 美和鷹ノ巣団地

1994年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から29年経過し、管理戸数2戸で全戸に入居しています。

当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

55. 美和陽の出団地

1994年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から29年経過し、管理戸数8戸のうち5戸に入居しています。管理戸数を確保するため、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

(25) 教職員住宅

教職員住宅として、56. 美和教職員住宅を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は317ページを参照）

【機能】【建物】

離島や中山間地域を抱える本市の特性から、市立小中学校に勤務する教職員とその家族に住居を提供する機能は今後も必要なものの、道路・交通事情の改善、民間賃貸住宅の整備水準の向上などから教職員住宅に対するニーズが減少し、入居していない施設もあることや市内に民間の賃貸住宅の空き家が多数あることから、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んで使用が困難な施設については、現在の入居者に配慮した上で廃止します。

なお、今後、新たに教職員住宅が必要となった場合の対策について、民間ストックの活用を含め別途検討します。

【管理運営】

建設年次の新しい施設で小規模な修繕によって使用可能な住宅については、子育て世代向けの住宅や定住対策向けの住宅などの使用を検討するほか、民間への売却を含め、活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

56. 美和教職員住宅

耐震基準を満たしており、一部老朽化が進んでいるものの、一定のニーズが見込めることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

56. 美和教職員住宅

1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。中山間地域にあり、管理戸数18戸のうち12戸に入居し、一定のニーズがあることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(26) 簡易郵便局

簡易郵便局として、68. 賀見畑簡易郵便局を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は363ページを参照）

【機能】【建物】

地域住民の郵便利用の利便性の確保の観点から継続するものの、受託事業者がいなくなった時点で廃止について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

68. 賀見畑簡易郵便局

事業者への貸与を継続する。施設の機能を維持し、修繕等が必要になった場合は、費用負担を含め別途協議する。

ウ アクシヨンプログラム

68. 賀見畑簡易郵便局

1965年に旧耐震基準で建設し、建築から58年経過し、老朽化が顕著となっています。地域住民の郵便利用の利便性の確保をする観点から、現在の使用者が業務を継続する間は、有償で貸与しますが、施設の修繕が必要となった段階で、廃止を含めて検討・協議します。

(27) 旧小・中学校等

旧小・中学校等として、69. 旧秋掛小学校、70. 旧生見小学校、71. 旧西畑小学校の3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は384ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

廃校となった学校施設等は、耐震基準を満たしている施設については、地域住民の自主的な活動の場や民間事業者の事業活動の場として有効利用されていることから、基本的に継続します。なお、民間事業者が使用している施設については譲渡について協議します。

その上で、更なる有効活用を図るため、地域団体や民間事業者を対象に、売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

旧耐震基準で、かつ、老朽化が顕著な施設については、安全性の確保の観点から、廃止（除却）の方向で協議します。

イ 個別施設計画での方向性

69. 旧秋掛小学校、70. 旧生見小学校、71. 旧西畑小学校

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著になっており、安全性が危惧されることから、地域住民の自主的な活動の場としての代替策を含めて廃止について協議する。

ウ アクシヨンプログラム

69. 旧秋掛小学校、70. 旧生見小学校、71. 旧西畑小学校

各学校は、平成14年度から廃校となっています。旧秋掛小学校の校舎・体育館は1952年に、旧生見小学校の校舎は1957年に、体育館は1967年に、旧西畑小学校の校舎は1952年に、体育館は1976年にいずれも旧耐震基準で建設し、建築から、それぞれ71年～47年経過しています。

旧秋掛小学校の校舎の教室は未使用で、体育館を地元住民が主に生涯学習活動の場として使用し、年間約600人が利用しています。

旧生見小学校の校舎の教室は未使用で、多目的ホール及び体育館を地元住民が主にスポーツ活動の場等として使用し、年間約700人が利用しています。

旧西畑小学校の校舎は、1室（全体4室）を地元住民が主に神楽練習の場として使用し、年間約550人が利用しています。体育館は、地元住民が主に舞踊練習の場として使用し、年間約1,000人が利用しています。

いずれの施設も、耐震診断が未実施で、老朽化が顕著なことから、令和7年度までに利用実態を把握し、代替策を講じた上で、廃止について協議します。

(28) 遊休資産

遊休資産として、72. 旧北中山小学校給食棟、73. 旧美和中寄宿舍、74. 旧北中山小学校の3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は397ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

有効活用を図るため、公的利用を調査した上で、その予定が無い施設について、地域団体や民間事業者を対象に、地域利用や売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

73. 旧美和中寄宿舍、74. 旧北中山小学校

旧耐震基準の建物であることから、廃止（除却）する。

72. 旧北中山小学校給食棟

耐震基準を満たしている建物であり、公的利用や地域利用の調査を行った上で利活用の見込みが無い場合は、売却や民間活力の活用を、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討する。検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）する。

ウ アクシヨンプログラム

73. 旧美和中寄宿舍、74. 旧北中山小学校

旧美和中寄宿舍は1974年に、旧北中山小学校は1951年に、いずれも旧耐震基準で建設し、建築からそれぞれ49年、72年経過しています。現在未使用となっており、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著なことから、除却時期について調整します。

72. 旧北中山小学校給食棟

1985年に新耐震基準で建設し、建築から38年経過しています。平成13年度からの廃校に伴い用途廃止し、現在は未使用となっています。令和7年度までに公的利用・地域利用の有無を確認のうえ、いずれも見込みがない場合は売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、施設の有効活用について検討します。有効活用が見込めない場合は除却します。

4. 美和地域美和西エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(21施設)

ア 集会系施設(20施設)

4. 阿賀集会所、5. 下大田原集会所、7. 随門集会所、8. 生見集会所、9. 長野団地集会所、10. 長野地区集会所、11. 北中山集会所、12. 陽の出団地集会所、13. 長野上集会所、57. 生見川構造改善センター、58. 亀尾川集会所、59. 段子原構造改善センター、60. 牛ヶ多和集会所、61. 郷老人憩の家、62. 才ヶ峠集会所、63. 上大田原集会所、64. 中山集会所 65. 東谷老人憩の家、66. 仏原集会所、67. ニツ野老人憩の家

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め、協議します。

イ 産業系施設(1施設)

26. 美和農産物加工センター

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
4～67	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	4. 西自治会 5. 下大田原自治会 7. 随門自治会 8. 金山自治会・小河内自治会 9. 長野団地自治会 10. 長野上自治会・長野下自治会 11. 落合自治会、北中山地区ふるさとづくり推進協議会 12. 陽の出団地自治会、13. 長野上自治会 57. 生見川自治会 58. 亀尾川自治会 59. 段子原自治会 60. 牛ヶ多和自治会 61. 郷自治会 62. オケ峠自治会 63. 上大田原自治会 64. 中山自治会 65. 東谷自治会 66. 仏原自治会 67. ニツ野自治会									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・美和総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

【対応方針】

「産業系施設の民間譲渡に関する方針」に基づき、補助金等適正化法との関係を整理した上で、令和7年度までに関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
26	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	借受人									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・美和総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・農林振興課									

(2) 廃止について協議する施設(10施設)

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設(5施設)

32. あきなか保育園、33. みわ保育園、34. みわ児童館、73. 旧美和中寄宿舎、74. 旧北中山小学校

【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和7年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
32～74	用途廃止手続		除却計画策定の中で時期の調整							
担当部署	除却の調整・・・32. 33. 保育幼稚園課、34. こども家庭課、73. 74. 美和総合支所地域振興課 施設維持管理・・・32. 33. 保育幼稚園課、34. こども家庭課、73. 74. 美和総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・32. 33. 保育幼稚園課、34. こども家庭課、73. 施設経営課、 74. 地域づくり推進課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設(4施設)

24. 美和阿賀ふれあいセンター(講堂)、69. 旧秋掛小学校、70. 旧生見小学校、71. 旧西畑小学校

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
24～71	→			→						
	利用実態の精査、廃止等に向けた協議・検討			協議結果に基づき対応						
協議先	施設利用者									
担当部署	廃止の協議・施設維持管理・・・24. 美和総合支所農林建設課、69～71 教育委員会美和支所 本庁所管部署・・・24. 農林振興課、69～71 教育政策課									

ウ 市営住宅（1施設）

52. 美和鷹ノ巣住宅（CB）

【対応方針】

老朽化が進んでいることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
52	→									
	新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課、美和総合支所農林建設課									

(3) 計画的な改修等を行う施設(27施設)

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（2施設）

6. 秋掛構造改善センター、27. 美和西小学校（校舎・体育館）

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

地域づくり拠点施設に位置づける施設については、令和7年度までに、地域力をいかした活動・管理運営手法について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
6.27	→			→						
	保全計画策定			計画に基づく対応						
6	→			→						
	管理運営手法の検討			検討結果に基づく対応						
協議先	6. 秋掛地区ふるさとづくり推進協議会等									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・6. 美和総合支所地域振興課、27. 教育委員会美和支所 本庁所管部署・・・6. 地域づくり推進課、27. 教育政策課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（8施設）

1. 北中山交流館、2. 下畑交流館、3. 妙見山休憩所、23. 美和いきみ i k i i k i センター、 24. 美和阿賀ふれあいセンター（交流館・給食室）、27. 美和西小学校（給食棟）

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

地域づくり活動拠点に位置づける施設については、令和7年度までに、地域力をいかした活動・管理運営手法について検討します。そのうち、美和阿賀ふれあいセンターと美和いきみ i k i i k i センターについては、補助金等適正化法との関係を整理し、必要な場合、用途変更の手続を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～27	→ 保全計画策定			→ 計画に基づく対応						
23.24	→ 適化法との関係整理・転用手続									
1.2.3 23.24	→ 管理運営手法の検討			→ 検討結果に基づく対応						
協議先	1. 北中山地区ふるさとづくり推進協議会、2. 下畑地区ふるさとづくり推進協議会、3. 西畑地区ふるさとづくり推進委員会、23. 指定管理者・生見地区づくり推進委員会 24. 指定管理者・阿賀地区ふるさとづくり									
担当部署	施設維持管理・・・1～3. 美和総合支所地域振興課、23.24. 美和総合支所農林建設課 27. 教育委員会美和支所 本庁所管部署・・・1～3. 地域づくり推進課、23.24. 農林建設課、27. 教育政策課									

52. 美和鷹ノ巣住宅 (W)、55. 美和陽の出団地

【対応方針】

管理戸数を確保するため、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
52.55	→ 保全計画策定			→ 計画に基づく対応						
担当部署	建築住宅課、美和総合支所農林建設課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設 (17 施設)

17. 美和B&G海洋センター、19. 美和秋中グラウンド(便所)、20. 美和総合グラウンド(便所等)、
21. 美和町スポーツ広場休憩所(美和町スポーツ広場)、22. 妙見山展望台、28. 美和中学校(校舎)、
35. 美和西放課後児童教室、46. 本郷らんかん高原牧場内防災行政無線局舎、
47. 美和総合支所公用車駐車場、48. 市営美和バス車庫、49. 美和総合支所前バス待合室、
50. 美和秋中車庫、51. 旧美和不燃物処理場、56. 美和教職員住宅、68. 賀見畑簡易郵便局

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

美和中学校は、改築の時期を捉えて、他の公共施設との複合化を含め、適正な規模での建て替えについて検討します。その間は必要な修繕等を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
17～68	→ 必要な修繕等を行い継続使用									
47～50	→ 車庫全体の在り方検討									
担当部署	施設維持管理・・・17～21. 文化スポーツ課美和分室、22. 47～50、68. 美和総合支所地域振興課、 35. 保育幼稚園課、46. 危機管理課、51. 環境施設課、 28. 56. 教育委員会美和支所 本庁所管部署・・・17～21. 文化スポーツ課、22. 観光振興課、35. 保育幼稚園課、 46. 危機管理課、47. 総務課、48. 49. 50. 交通政策課、51. 環境施設課、									

機能は継続する必要があるものの、施設が旧耐震基準で老朽化が顕著となっていることから、他の施設への機能移転の可能性を検証し、移転・複合化が可能な場合は、移転先施設の改修等や管理運営手法を検討します。なお、当該施設は廃止し、除却時期を除却計画策定の中で調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
14. 31	→ 移転先の検討・可能性の検証		→ 移転先施設の改修等・管理運営手法の検討	→ 検討結果に基づく対応						
			↙ 移転可能な場合、除却時期の調整							
協議先	14. 美和スポーツクラブ等施設利用者、31. 老人クラブ等施設利用者									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・14. 教育委員会美和支所、31. 美和総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・14. 中央公民館、31. 高齢者支援課									

29. 岩国市美和保健センター

【対応方針】

施設の有効活用を図るため、令和7年度までに、他の機能との複合化、施設改修の在り方について管理運営手法を含めて検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
29	→ 他の機能との複合化や施設改修の在り方 管理運営手法について検討			→ 検討結果に基づく対応						
担当部署	健康推進課									

イ 今後の在り方を検討する施設（1施設）

38. 美和総合支所

【対応方針】

耐震基準は満たしているものの、建築から約60年経過し老朽化が顕著となっています。改修が見込まれる10年後を目途に、適正規模での建て替えを含め、施設の在り方を検討します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、総合支所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
38	→ 必要な修繕を行い継続使用									
	→ 総合支所の業務・管理運営体制の検討							→ 総合支所施設の在り方検討・協議		
	→ 総合支所の業務・管理運営体制の検討					→ 検討・協議結果に基づく対応				
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・美和総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・総務課									

ウ 消防団施設（7施設）

39. 美和第3分団1部消防機庫、40. 美和第3分団2部消防機庫、41. 美和第4分団1部消防機庫、42. 美和第4分団2部消防機庫、43. 美和第5分団1部消防機庫、44. 美和第5分団2部消防機庫、

45. 本部分団消防機庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
39～45	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	美和方面隊・担当分団									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課・美和総合支所地域振興課 施設維持管理・・・美和総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・危機管理課									

エ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（1施設）

15. 美和歴史民俗資料館

【対応方針】

「岩国市博物館等施設再整備計画」に基づき、新博物館への集約及び集約後の施設の在り方を令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
15	新博物館への集約協議 施設の在り方検討			検討結果にも基づく対応						
担当部署	検討を行う部署・・・岩国徴古館、文化財課美和分室 施設維持管理・・・文化財課美和分室 本庁所管部署・・・岩国徴古館									

オ サウンディング型市場調査等を行い売却等を検討する施設（2施設）

25. 美和木工交流館、72. 旧北中山小学校給食棟

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

5. 再編・再配置の検証

美和公民館及び美和老人福祉センターの2施設の機能を美和文化会館に移転が可能か検証します。検証の結果、移転が可能な場合は、工程表を含め、再編シナリオを描きます。

(1) 検証対象施設

美和公民館

ア 施設の利用状況（R4）

内容	使用している 部屋(m ²)	開催数	1回あたりの 利用者数	文化会館に機能を移転する場合、 文化会館の使用想定の一部屋
パン教室	調理室(40 m ²)	9回	4人	調理室

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
25.72										
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・25.美和総合支所農林建設課、72.教育委員会美和支所 施設本庁所管部署 ・・・・25 農林振興課、72.教育政策課									
パソコン教室	事務室(30㎡)		33回	4人	パソコン室					
その他	事務室(30㎡)		1回	6人	視聴覚室					

イ 諸室の利用状況 (R4)

部屋の名称	部屋面積・定員	利用回数・稼働率	利用者数	特記事項
大会議室	144㎡	0回・0%	0人	雨漏りのため利用不可
事務室	30㎡	34回・3.16%	137人	—
調理室	40㎡	9回・0.93%	44人	—

美和老人福祉センター

ア 施設の利用状況

内容	使用している部屋	開催数	1回あたりの利用者数	文化会館に機能を移転する場合、文化会館の使用想定のある部屋
民生委員会	1階大会議室	月1回	25人	研修室
コーラス		月4回	12人	
にじの会		月4回	20人	
社協主催の研修会、教室		不定期	年260人	
美和つ鼓		月4回	7人	学習室
更生保護女性会		年5回	10人	視聴覚室
老人クラブ		年5回	10人	
遺族会		年5回	10人	
給食サービス	1階食堂	月2回	12人	調理室
心配ごと・行政相談	2階休憩室	月1回	5人	視聴覚室
絵手紙同好会	2階講座室	月2回	7人	研修室
ボランティア連絡協議会	1階コミュニティ室	月1回	15人	
囲碁月例会	2階娯楽室	月1回	5人	学習室
岩国市社会福祉協議会 美和支部	1階事務室	—	3人	美和保健センター等の他の施設を検討

イ 諸室の利用状況 (R4)

部屋の名称	部屋面積・定員	利用回数・稼働率	利用者数	特記事項
1階大会議室	150㎡・80人	月15回・16.5%	1619人	—
2階講座室	68㎡・30人	月1～2回・2.1%	148人	—
2階娯楽室	56㎡・30人	年8回・0.8%	23人	—
2階和室	42㎡・20人	月2～3回・1.9%	66人	—
2階茶室	20㎡・10人	0回・0%	0人	—
1階食堂	48㎡・20人	月1～2回・1.5%	154人	—

1階研修室	64 m ² ・30人	月2回・2.2%	153人	—
1階事務室	44 m ² ・10人	—	—	市社協事務所

美和文化会館

ア 施設の利用状況（R4）

部屋の名称	部屋面積 ・定員	利用回数 ・稼働率	公民館・老人福祉センターの機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
多目的ホール	693 m ² ・408名	月4～5回・ 10.7%	○	—
ホワイエ兼展示室	138 m ² ・60名	月7回・12.6%	○	—
楽屋	60 m ² ・20名	月1～2回・ 3.8%	○	—
調理室	100 m ² ・36名	月1回・1.9%	○	—
視聴覚室	75 m ² ・40名	月7回・10.2%	○	—
パソコン室	40 m ² ・20名	月3～4回・ 3.8%	○	—
研修室	110 m ² ・60名	月12回・ 20.0%	○	—
学習室	40 m ² ・30名	月4回・5.9%	○	—

※利用回数＝利用日数、稼働率＝施設カルテの稼働率（小数第2位切上げ）

(2) 美和公民館及び美和老人福祉センターの美和文化会館への移転・複合化についての検証結果

- 美和公民館及び美和老人福祉センターの機能を美和文化会館に移転することが可能か検証します。
 - ・美和公民館の機能は、調理室でのパン教室とパソコン教室等での教室等で、それぞれ、年間10回、34回実施しています。
 - ・美和老人福祉センターの機能は、食堂を用いた給食サービスのほか、部屋でのコーラスや囲碁などのサークル活動や研修会、相談会などで、1か月当たり1回～4回程度の利用となっています。また、各種団体の会議等での利用は年間5回程度で、全体では年間延べ310回程度の利用となっています。
- これら機能を美和文化会館に移転する場合、次のように想定できます。
 - ・公民館の調理室（40 m²）でのパン教室と、老人福祉センターの食堂（48 m²）を用いた給食サービスは、美和文化会館の調理室（100 m²）により移転することが可能と見込まれます。
 - ・公民館の教室・講座で使用する部屋は30 m²で1回あたりの利用者数は4～6人となっています。老人福祉センターの教室や各種団体の会議室で使用する部屋は40～70 m²で、1回あたりの利用者数は10～25人程度となっています。
 - ・公民館、老人福祉センターの使用会場を文化会館に移転した場合、文化会館の部屋は40～100 m²で、定員は20人～60人であることから、施設の規模的には受け入れは可能と見込まれます。また、大会議室を利用した研修会についても文化会館の多目的ホールで対応は可能と見込まれます。
- 以上のような検証の結果、利用日・利用時間の調整は必要になりますが、施設規模や稼働率を鑑みても、施設の移転統合は、可能と考えられます。

なお、老人福祉センターの1階事務室に入居する岩国市社会福祉協議会美和支部は、美和保健センターの空き室等を利用することで移転が可能と見込まれますが、美和保健センターは、老朽化が進んでいることから、移転に当たっては施設の改修が必要となります。
- 上記のことから、今後、移転のスケジュール、美和文化会館及び美和保健センターの受入れに必要な環境の整備、管理運営手法について、令和6年度までに検討します。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設、産業系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

ア 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8/10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8/10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

イ 産業系施設

産業系施設については、これまで民間事業者等が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っていますが、当該施設の機能を最大限に発揮し、地域経済の活性化や雇用創出などを通じて産業振興を図ることができるよう、民間事業者等が主体的に施設を管理し、安定的な運営を行うことが可能な施設について、民間事業者等に無償譲渡することとします。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続することとし、譲渡施設の設置目的に合致した利用に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認める修繕等を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備等の施設機能の向上を目的とするものを除きます。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を發揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、次のことを具体的に示すこととなります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組みを評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行ったうえで、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

美和地域、美和西エリアの公共施設（集会系施設を除く。）では、公営住宅等に指定管理者制度を導入しています。また、美和B&G海洋センターなどのスポーツ施設を含めて指定管理者制度の導入を検討することとしています。業務仕様書の「要求水準」の内容を明確にするとともに、モニタリング評価の仕組みを構築し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

